

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、近畿地方整備局国営飛鳥歴史公園事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和三年十一月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（数値撮影、航空レーザ測量、写真地図作成及び数値地形図作成）

二 測量の地域 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園及びキトラ古墳周辺地区

三 測量の期間 令和三年十月二十五日から令和四年三月二十五日まで